

第117号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保険給付の種類）</p> <p>第4条 市は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</u></p> <p>（以下単に「新型コロナウイルス</p>	<p>（保険給付の種類）</p> <p>第4条 市は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</u>（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給</p>

感染症」という。)に感染した被
保険者等に係る傷病手当金の支給

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例第4条第4号及び第10条の2から第10条の4までの規定は、令和3年2月13日から適用する。

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正に伴い、
条例を改正する必要があるため。